

商品概要説明書

(平成 31 年 1 月 7 日現在)

| | |
|---|---|
| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金（単利型） （愛称：新春特別金利まる芽定期貯金『亥のイチバン定期・1年』） |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人のみ（組合員さま限定） |
| 預入期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。 |
| 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・10万円以上1,000万円未満 ・新たにお預け入れいただく資金を対象とします。 ・1円単位 |
| 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 （1）適用金利 （2）満期後の取り扱い （3）利払頻度 （4）計算方法 （5）税金 （6）金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・預入時のスーパー定期貯金（1年もの）を年0.15%（税引後年0.119%）で初回満期日まで適用します。 ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組み入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 |
| 貯金保険制度 （公的制度） | <ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |

| | |
|---|---|
| <p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融推進部（電話：089-946-1611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、平成31年3月末までは愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>なお、平成31年4月1日以降はJAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）となります。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融推進部または平成31年3月末までは愛媛県JAバンク相談所、平成31年4月1日以降はJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p> |
| <p>その他参考となる事項</p> <p>（1）募集金額</p> <p>（2）取扱期間</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・10億円 ・平成31年1月7日（月）～平成31年2月28日（木） ・取扱期間中であってもお申込み総額が募集金額の上限に達した場合や諸情勢によりお取扱いを終了することがあります。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA松山市